

国民年金第3号被保険者について～Q&A～

『国民年金第3号被保険者』とは、国民年金の被保険者のうち組合員（任意継続組合員を除く）の被扶養者となっている配偶者（20歳以上60歳未満）のことを指します。ただし組合員の被扶養者として認定されれば自動的に第3号被保険者となるわけではなく、届出が必要となります。

届出が正しく行われた場合には、被扶養配偶者は『国民年金第3号被保険者』として登録され、その国民年金の保険料は共済組合が拠出金というかたちで日本年金機構に負担するため、個別に納付する必要はありません。

今回はこれからの時期に多くなる『国民年金第3号被保険者』に関する問い合わせについてご紹介いたします。



Q1 どんなときに『国民年金第3号被保険者資格取得届』を提出しなければならないのですか？

A1

「資格取得届」の提出が必要となるのは次の場合です。

- ① 組合員が20歳以上の者と婚姻し、その配偶者が組合員の被扶養者となる時。
- ② 20歳未満であった被扶養配偶者が20歳になる時。
- ③ 配偶者が退職・収入減等の理由で組合員の被扶養者となる時。
- ④ 新規採用・転入等で組合員となった者に配偶者があり、被扶養者になる時。

*③の場合、最初に被扶養者認定されたときだけでなく、その後再認定された場合にも改めて届出が必要となります。

*共済組合石川支部ホームページから『国民年金第3号被保険者資格取得届』の様式をダウンロードして届出を行ってください。



Q2 退職した配偶者を被扶養者にした時に「国民年金第3号被保険者資格取得届」を提出しました。しかし、その後年金事務所から『第1号・第3号被保険者資格取得勸奨』という用紙が届いたのですが？

A2

これまでお勤めしていた方（国民年金第2号被保険者）が退職すると、第1号被保険者または第3号被保険者の資格取得届の提出が必要となりますが、その届出が一定期間内に行われないと、このような書類が送付されるようです。

既に『第3号被保険者資格取得届』を提出したにもかかわらず登録処理中で、すれ違いに届く場合もありますが、このような場合は改めて手続きを行う必要はありません。



Q3 『国民年金第3号被保険者資格取得届書』の「資格取得日」はいつの日付を記入すればよいのですか？

A3

原則は被扶養者の認定日が第3号被保険者の資格取得日になります。

ただし、共済組合の被扶養者認定日と第3号被保険者の資格取得日の取扱いには若干違いがあります。

被扶養者認定では退職・収入減・婚姻などの事実発生日から30日以内に届出がない場合には、所属の受付をした日をもって資格取得日となりますが、第3号被保険者の場合には、届出年月日に関わらず、事実発生日を資格取得日とすることができます。

（その場合には、事実発生日を確認できる書類の添付が必要となります。）



Q4 収入の増加により組合員の被扶養者から外れ、国民年金第3号被保険者の資格も喪失すると言われたのですが、年金等の手続きはどうすればよいのですか？

A4

配偶者がお勤め先等で厚生年金等に加入できない場合は、住民票のある市町等役場で国民年金第1号被保険者の加入手続きを行っていただくことになります。詳細については市町等の役場にご確認ください。

